

改 正 後	改 正 前
令和7年3月5日 改正（国空無機第63283号） 令和7年12月9日 一部改正（国空無機第287750号） <u>令和8年1月20日 一部改正（国空無機第308240号）</u>	令和7年3月5日 改正（国空無機第63283号） 令和7年12月9日 一部改正（国空無機第287750号）
国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長	国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長
登録更新講習機関の登録等に関する取扱要領	登録更新講習機関の登録等に関する取扱要領
1. 目的（略）	1. 目的（略）
2. 登録更新講習機関の登録（法第132条の82関係）（略）	2. 登録更新講習機関の登録（法第132条の82関係）（略）
3. 登録更新講習機関登録簿（法第132条の83において準用する法第132条の70第3項関係）（略）	3. 登録更新講習機関登録簿（法第132条の83において準用する法第132条の70第3項関係）（略）
4. 無人航空機更新講習事務規程の届出（法第132条の83において準用する法第132条の74関係）（略）	4. 無人航空機更新講習事務規程の届出（法第132条の83において準用する法第132条の74関係）（略）
5. 登録事項の変更の届出（法第132条の83において準用する法第132条の73関係）（略）	5. 登録事項の変更の届出（法第132条の83において準用する法第132条の73関係）（略）
6. 事務規程の変更（法第132条の83において準用する法第132条の74関係）（略）	6. 事務規程の変更（法第132条の83において準用する法第132条の74関係）（略）
7. 役員の選任及び解任の届出（省令第17条において準用する省令第5条関係）（略）	7. 役員の選任及び解任の届出（省令第17条において準用する省令第5条関係）（略）
8. 登録の更新（法第132条の71関係） (1) 登録更新講習機関の登録の更新を受けようとする者 (以下「登録更新申請者」という。)は、原則として、本要領2. 登録更新講習機関の登録（法第132条の82）に準じて、手続きを行うものとする。 <u>また、登録更新申請者は当該登録の有効期限の満了日の3ヶ月前までに登録の更新に係る申請書を提出すること。</u> (2) <u>更新申請が、当該登録の有効期限の満了日から遡って6ヶ月以内に行われた場合、更新後の登録の有効期間の起算日は、更新前の登録の有効期間の満了日の翌日とする。</u> 例：2029年12月4日に有効期間が満了する登録の場合 2029年 <u>6月4日から9月4日までの間に</u> 登録の更新申請を行った場合の新しい登録の有効期間は、2029年12月5日から2032年12月4日までとなる。 なお、 <u>当該登録の有効期限の満了日から遡って6ヶ月以上前</u>	8. 登録の更新（法第132条の71関係） (1) 登録更新講習機関の登録の更新を受けようとする者 (以下「登録更新申請者」という。)は、本要領2. 登録更新講習機関の登録（法第132条の82）に準じて、手続きを行うものとする。 <u>更新申請が、有効期間の満了日の前日の1ヶ月前から有効期間の満了日までの間に</u> 行われた場合、更新前の登録の有効期間の満了日の翌日から更新後の登録の有効期間を起算することとする。 例：2029年12月4日に有効期間が満了する登録の場合 2029年 <u>11月3日に</u> 登録の更新を行った場合の新しい登録の有効期間は、2029年12月5日から2031年12月4日までとなる。

改 正 後	改 正 前
<p><u>に更新申請を行った場合には、更新後の登録の有効期間の起算日は、更新手続きが完了した日とする。</u></p> <p><u>また、更新手続きが当該登録の有効期限の満了日までに完了しなかった場合、登録講習機関の登録は失効するため、「登録の更新」ではなく、2項に基づき改めて登録講習機関の登録を受ける必要があることに留意すること。この場合、登録免許税法の規定により、登録免許税の納付が必要となる。</u></p> <p><u>(3) 国土交通大臣は、登録の更新に係る申請があったときは、内容を審査し法第132条の83において準用する法第132条の70第1項及び第2項の要件等に適合していると認められる場合には、当該登録期間を更新することとし、登録更新申請者に対して登録の更新に係る登録更新講習機関登録証（様式1を準用する。）を交付するものとする。</u></p>	<p>なお、<u>これ以外の更新申請に関する</u>更新後の登録の有効期間の起算日は、更新手続きが完了した日とする。</p>
9. 講習事務の休廃止（法第132条の83において準用する法第132条の75関係）（略）	9. 講習事務の休廃止（法第132条の83において準用する法第132条の75関係）（略）
10. 不正な受講者の処分に関する報告（略）	10. 不正な受講者の処分に関する報告（略）
11. 登録更新講習機関の責務（略）	11. 登録更新講習機関の責務（略）
12. 事務規程の届出並びに無人航空機更新講習の開始時期に係る留意事項（略）	12. 事務規程の届出並びに無人航空機更新講習の開始時期に係る留意事項（略）
13. 登録更新講習機関に対しての監督等（略）	13. 登録更新講習機関に対しての監督等（略）
様式1～様式15（略）	様式1～様式15（略）
（別添）事務規程に記載すべき内容（略）	（別添）事務規程に記載すべき内容（略）

附 則（令和8年1月20日 国空無機第308240号）

（施行期日）

この要領は、令和8年4月20日から施行する。